

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	加茂名地区 (島田第1、島田第2、鮎喰、鮎喰第2、名東第1、名東第2、名東第3、南庄町、庄本郷、城ノ内、三谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進んでおり、機械が壊れたら農業をやめるといった声もある。跡継ぎは手伝うパターンのみで、新規に始める者はいないなど、担い手不足が深刻化している。

・市街化区域の農地が多く、農地中間管理事業の対象にならないため集積が進まない。

・市街化区域の農地は売りたいため、なかなか農地を貸してくれない。農地を貸すと取られると思う人がいる。

・農地の隣に新しく住宅が建っていくため、建物の影ができ農作物が育たない。

・市街化区域内の農地が多く、税金が高い。

・農作物の価格転嫁が必要である。

主な作物: 水稻、ほうれん草、ブロッコリー、枝豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用し守ることができる体制の構築をはかる。

担い手不足の問題として、小学生・中学生等に農業体験を行い、農業に対する機運を醸成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。また、地域で協力して農作業を行い、農地を守っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鴨や鳩、野犬などの被害が拡大しないように、ネット等で対策するとともに、有害鳥獣の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。